

## 第2期スポーツ基本計画の骨子（案）

### 第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

- (1) スポーツ基本法の制定とスポーツ行政の基本理念
- (2) 第1期スポーツ基本計画に基づく取組の成果と課題
- (3) 第2期スポーツ基本計画が目指すべき方向性

### 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

（内容は資料2）

### 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

#### 1. スポーツ参画人口の拡大とそのための人材育成・場の充実

- (1) スポーツ参画人口の拡大
  - ・子供のスポーツ機会の充実
  - ・ビジネスパーソンや女性、無関心層のスポーツ実施率の向上
- (2) スポーツ環境整備の基盤となる「人材」と「場」の充実
  - ・スポーツ人材の育成・確保
  - ・総合型地域スポーツクラブの質向上
  - ・スポーツ施設や広場等のスポーツに親しむ場の確保
  - ・大学スポーツの振興

#### 2. スポーツを通じた社会変革の実現

- (1) スポーツを通じた共生社会・健康長寿社会の実現
  - ・障害者スポーツの振興等を通じた共生社会の実現
  - ・スポーツを通じた健康長寿社会の実現
- (2) スポーツを通じた経済・地域の活性化
  - ・スポーツの成長産業化
  - ・スポーツを通じた地域活性化
- (3) スポーツを通じた国際的な社会変革への貢献
  - ・国際スポーツ界への参画及び国際協力の推進（2020年東京大会の開催を含む）

#### 3. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

- ・ハラスメント、差別、八百長の排除などインテグリティ（高潔性・健全性）の保護
- ・ドーピング防止活動の推進
- ・スポーツ選手・指導者等のコンプライアンス、スポーツ団体のガバナンスの徹底

#### 4. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な環境整備

- ・中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ・スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ・トップアスリートのニーズ等に対応できる拠点の充実

### 第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のための必要な事項（※）

- (1) 国民の理解と参加の促進
- (2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- (3) 財源の確保と効率的・効果的な活用
- (4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

（※）第1期計画における項目であり、今後の議論により修正の可能性があり得る。

## **(参考) 第1期スポーツ基本計画の目次**

### **第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題**

#### **1. 背景と展望**

- (1) 我が国の社会の現状と目指すべき社会像
- (2) スポーツ基本法の制定～背景とスポーツの果たす役割の明確化～
- (3) スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出

#### **2. スポーツ基本計画の策定**

### **第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針**

### **第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策**

#### **1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実**

- (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
- (2) 学校の体育に関する活動の充実
- (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

#### **2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進**

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
- (2) スポーツにおける安全の確保

#### **3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備**

- (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
- (2) 地域のスポーツ指導者等の充実
- (3) 地域スポーツ施設の充実
- (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

#### **4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備**

- (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成
- (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

#### **5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進**

- (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
- (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

#### **6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上**

- (1) ドーピング防止活動の推進
- (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
- (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

#### **7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進**

- (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
- (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

### **第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項**

- (1) 国民の理解と参加の促進
- (2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- (3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用
- (4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

## 第2章 中長期的なスポーツ政策の基本方針（案）

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツは「世界共通の人類の文化」であり、成熟した国民の文化としてスポーツを一層根付かせることがスポーツに携わる者の最大の使命。

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々がスポーツの力で輝くとともに自己実現を図り、主体的に取り組むことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創る。

### 1. スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものができる。

#### (1) スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限発揮される。

- ・ スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものであり、スポーツ基本法において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされている。
- ・ スポーツには、競技として、ルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康増進や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば、体力向上のため近所を散歩することもスポーツとして捉えられる。
- ・ このように、スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができ、一部の人のものではなく「みんなのもの」である。
- ・ スポーツを「する」ことでみんなが「楽しさ」「喜び」を得られ、これがスポーツの価値の中核である。さらに、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感し、心身の健康増進や生きがいに満ちた人生を実現していくことができる。

#### (2) スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながスポーツの価値を享受できる。

- ・ スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」こともある。
- ・ スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、生きる力が得られる。一生懸命頑張る家族や友人を応援することで競技者の力になることができる。
- ・ スポーツを「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていく。
- ・ 例えば「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「さ

さえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識することもあり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことですべての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。

- ※ スポーツを「ささえる」とは、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味しており、指導者や専門スタッフ、審判等のスポーツの専門家による支援だけでなく、サポーターやボランティアなど様々な形がある。また、スポーツ活動を成り立たせるために、スポーツ団体やチームの経営を担ったり、スポーツ用品や施設の提供を行ったりすることも含まれる。
- ※ スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことの基盤として、書物、映画など様々なメディアを通じて「知る」ことも重要である。
- ※ スポーツには、オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツも注目されるようになってきている。

→ スポーツとの関わりを生活の一部とすることで、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにすることができる。

## 2. スポーツで「社会」を変える！

スポーツで社会の課題解決に貢献し、前向きで活力に満ちた日本を創る。

### (1) スポーツの価値を共有し人々の意識が変わることで社会の発展に寄与できる。

- ・ 年齢、性別、障害の有無等に関わらず、スポーツは誰もが参画できるもの。
- ・ スポーツを通じて人々がつながり、スポーツの価値を共有することができ、人々の意識が変わる。これが大きな力となって社会の課題解決につながる。
- ・ 持続可能な開発と平和などスポーツが社会の課題解決に貢献することは、国際連合やユネスコなどでも謳われており、スポーツへの投資が社会の発展に有効であるとの考え方は国際的な潮流。

### (2) スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

- ・ 障害者スポーツを通じて障害者アスリートへの理解・共感・敬意が生まれる。子供、高齢者、障害者、女性、在日外国人など配慮が必要な様々な人々がスポーツにより社会参画することで、心のバリアフリーや共生社会が実現する。
- ・ スポーツを楽しみながら適切に継続することで、健康寿命を伸ばすことができ、社会全体での医療費抑制につながる。
- ・ 企業において働き方を見直し、スポーツの習慣づくりに取り組む「健康経営」を推進することにより、働き方改革にも貢献できる。
- ・ スポーツは多くの人々を惹きつける魅力的なコンテンツ。スポーツの成長産業化を図り、その収益をスポーツへ再投資することを促すことでスポーツ界が自律的に成長を遂げるための好循環を実現する。
- ・ 人口減少や高齢化が進む中、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりの核とすることで、地方創生や災害復興に貢献する。
- ・ トップアスリートの活躍は人々に夢と希望を届け、チャレンジする勇気を社会にもたらす。

### 3. スポーツで「世界」とつながる！

スポーツで世界に発信・協力し、世界の絆づくりに我が国が貢献する。

- ・ スポーツは、人種、言語、宗教等の区別なく参画できるものであり、国境を越え人々の絆を育む。スポーツを通じた国際交流により「多様性を尊重する世界」の実現に貢献する。
- ・ スポーツは、貧困層や難民、被災者など様々な人が自己を実現するチャンスとなり、スポーツによる開発と平和への支援により「持続可能な世界」の実現に貢献する。
- ・ スポーツは他者への敬意や規範意識を高められるものであり、日本が率先して模範となることで「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献する。
- ・ スポーツを巡る国際的な政策、ルールづくりや国際協力に積極的に参画してリーダーシップを発揮し、国内の取組に反映すること、さらに国内外での国際競技大会や国際会議の開催を通じ、我が国の国際的プレゼンスを高める。
- ・ アスリートの世界的な活躍はアスリートを輩出した地域の誇りとなり、各地域や団体は、世界と競っているという広い視野をもって国際競技力の向上を図る。

→ スポーツに関わるすべての人々が主体的に取り組むことで、スポーツの力が十分に発揮され、前向きで活力に満ちた日本と絆の強い世界の実現に貢献できる。

### 4. スポーツで「未来」を創る！

スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリパラ等のレガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。

- ・ これからの5年間に2020年東京大会をはじめとする国際競技大会が相次いで開催される。スポーツの価値がこれまでにないほど高まり、スポーツの力が最大限発揮される絶好の機会。
- ・ 2020年東京大会に向けた取組を計画的・戦略的に展開し、全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」を実現することが、大会のレガシーとなる。
- ・ そのためには、スポーツを「する」人を増やしつつ、これに加え、「みる」「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」として捉え、これまでスポーツに無関心であった人々や、したくてもできなかった人々も巻き込んで、全ての人々がスポーツに関われるようにしていくことが重要。
- ・ さらに、スポーツに携わる者がスポーツの枠を超えて主体的に他分野と連携・協働を行うとともに、異分野からの人材の受入れを積極的に行うことにより、産官学民によるオールジャパン体制でそれぞれの専門性を活かしてスポーツの価値を広げることが必須。
- ・ 一方、スポーツに対する国民の信頼を確保し、将来にわたってスポーツの価値を維持していくため、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、ハ

ラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如など、スポーツに対する脅威を排除した状態である「インテグリティ（高潔性・健全性）」の保護が重要。

- ・ これを実現するため、SNSを含むメディアの活用により、スポーツを通じてすべての人々がつながる持続的な国民運動を展開していく。

→ 本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。